

■ 論文

中国の経済成長パターンの転換 — 対外経済政策の調整を中心に —

王 大 鵬

目 次

- I. 始めに
- II. 輸出構造の高度化
 1. 輸出の現状
 2. 輸出構造の高度化と持続的経済成長
 3. サービス輸出の振興
- III. 外資導入政策の転換
 1. 対中投資の現状と外資政策転換の背景
 2. 外資優遇税制の見直し
 3. 『外商投資産業指導目録』の改正
 4. 独占禁止法の制定
- IV. おわりに

▶ 要 旨

近年中国経済が急成長する一方で、産業構造高度化の遅れ、環境破壊、資源とエネルギーの大量消費、輸出製品の安全問題など、持続的経済成長を妨げる様々な構造的な問題が顕在化している。中国政府はこれら問題に対応するために、産業構造の高度化、技術革新の促進などを通して、経済成長のパターンを転換しようとしている。その一環としてこれまでの経済成長を支えてきた輸出、外資導入などの対外経済部門で大幅な政策調整が行われた。本稿は中国の輸出、外資導入の現状についての検討をふまえ、貿易政策、外資導入政策及び関連法制度の制定・改正など、近年対外経済部門における政策動向を整理・分析し、こうした政策調整の狙いと課題を明らかにする。

▶ キーワード

中国経済, 成長パターン, 輸出構造, 外資導入, 政策調整

I. 始めに

米国発世界同時不況が広がる中で、高成長が続いてきた中国経済は減速局面に入っている。中国の国内総生産は07年まで5年連続で二桁の成長を実現した。しかし、08年7～9月期の経済成長率は実質で9%と、10%を超えた前期と比べ、大幅に落ち込んだ。近年における輸出の拡大は中国の高成長をもたらす最大の要因である。世界金融危機の影響で主要輸出市場である欧米諸国の消費低迷に伴う外需の縮小が経済成長率を押し下げる直接的な原因と思われる。しかし、輸出市場の変調はあくまでも一つのきっかけに過ぎない。その以前に輸出の牽引力を弱める構造的な問題がすでに存在していた。近年輸出品の低付加価値、品質問題、元高、労働コストの上昇、欧米諸国との貿易摩擦、輸出生産による環境破壊、エネルギーの大量消費など、輸出をめぐる様々な問題が顕在化しており、輸出主導の経済成長パターンが限界に達したとの指摘もある。中国政府はこれら問題に対応するために、産業構造、輸出構造の高度化、技術革新の促進などを通して、経済成長のパターンを転換しようとしている。その一環としてこれまで成長を支えてきた輸出、外資導入などの対外経済部門で大幅な政策調整が行われた。

本稿は中国の輸出、外資導入の現状についての検討をふまえ、貿易政策、外資導入政策及び関連法制度の制定・改正など、近年対外経済部門における政策動向を分析し、こうした政策調整の狙いと課題を明らかにする。

II. 輸出構造の高度化

1. 輸出の現状

01年 WTO 加盟後、輸出の拡大は中国経済の急成長を牽引してきた。図表1は近年中国の輸出入とその伸び率の推移を示すものである。02年以降、輸出は6年連続で二桁の伸び率を達成し、04年に35.4%の高い伸びを記録した。その後、輸出規模は拡大し続けたものの、伸び率は低下傾向に入り、08年1～9月の平均伸び率は22.2%までに低下した。一方、輸入については、04年に36%とピークに達した後、一時低下したものの、06年以降再び増加傾向に転じた。原油、鉄鉱石などの資源価格の急騰で輸入額が膨らんだほか、都市部の所得増を反映し、乗用車、家電などの耐久消費財の輸入が増えていることも背景にある。輸出の鈍化と輸入の拡大は貿易黒字の縮小をもたらした。07年に47.7%増の2622億ドルと過去最大を更新した中国の貿易黒字は08年1～6月期に11.8%と大幅に減少した(中国海関総署)。輸出伸び率の低下は国内の投資にも悪影響を及ぼし、経済成長の大きな減速要因となっている。

08年1～9月期輸出伸びの急減速は世界金融危機の影響で外需の減少という短期的な要因によるものと考えてよい。しかし、04年以降の輸出の低下傾向はどんな要因によるものなのか。また、今後の輸出にどんな不安要因があるのか、これは輸出主導の経済成長を達成していきたく中国にとって極めて重要な問題である。ここで中国の輸出の構造的な問題を指摘しよう。

図表1 中国の輸出入額と伸び率の推移

単位：億ドル

年度	輸出入		輸入		輸出		収支
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)	
2002	6207.7	21.8	3256.0	22.4	2951.7	21.2	304.3
2003	8509.9	37.1	4382.3	34.6	4127.6	39.8	254.7
2004	11545.5	35.7	5933.3	35.4	5612.3	36.0	321.0
2005	14219.1	23.2	7619.5	28.4	6599.5	17.6	1020.0
2006	17606.9	23.8	9690.7	27.2	7916.1	20.0	1774.6
2007	21740.7	23.5	12181.2	25.7	9559.5	20.8	2621.7
2008.1-9	19671.3	25.2	10740.6	22.2	8930.7	29.0	1809.9
2008	26000.0	20.0					

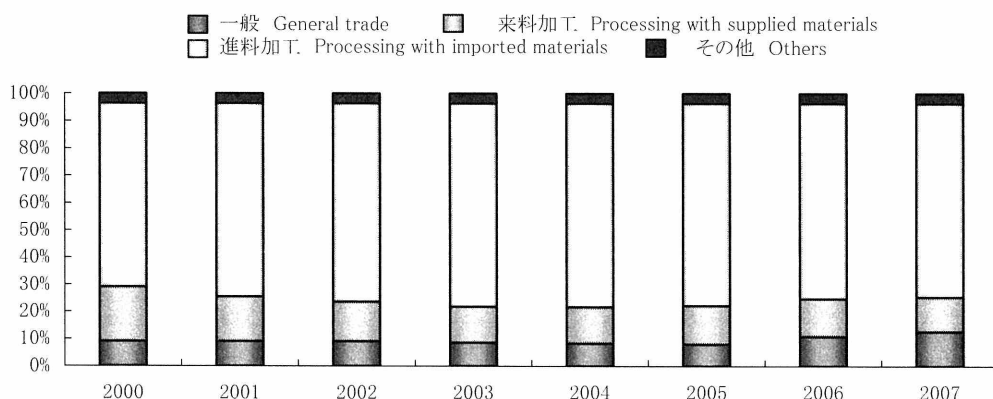
出所：商務省、国際貿易経済合作研究院（2008年）「中国対外貿易形勢報告（2008年秋季）」

注：2008年前年度の数值は見直し。

第1点は中国の輸出の中心は依然として低付加価値の労働集約型製品である。近年衣料品、雑貨などの輸出の割合は低下しているのに対して、電気機械などの資本集約財の輸出が増加傾向にあるものの、製品の付加価値の面からみると、輸出品の構造的な変化は見られない。一部の資本集約財を含む中国の輸出品は基本的には外国から中間財を輸入し、国内の安価な労働力を利用して輸出加工を行うという形をとっている。01～07年の総輸出に占める加工貿易による輸出の平均割合は53.4%に上る。07年に中国政府は加工貿易の抑制措置（後述する）をとったが、加工輸出の割合は50%台にとどまった¹⁾。この問題について付加価値の高いハイテク製品の輸出状況を見れば、その深刻さがいっそう浮き彫りになる。中国のハイテク製品²⁾はコンピュータ通信、生命科学、電子、コンピュータ製造、宇宙航空、光電子、生物、素形材技術及びその他の技術計9分野を含むが、実際コンピュータ通信、電子、コンピュータ製造の3分野はハイテク製品の輸出の9割以上を占めており、輸出主力製品はPC及びその周辺機器、TV、携帯電話、DVDプレーヤー等の電子・情報関連製品である³⁾。図表2のハイテク製品輸出の貿易形態別の割合から分かるように、00年以来加工貿易は8割強の高い水準で推移しており、近年増加傾向にある中国の資本集約財の輸出の多くは中間財対外依存の加工貿易によるものであり、付加価値が低く、コスト要因に左右され易い性格をもっている。

第2点は元高、都市部の賃金、地価上昇などによるコスト上昇圧力が高まっていることである。06年から国内の過剰流動性やインフレ懸念、米国との貿易不均衡などの問題で人民元切り上げ圧力が高まり、05年7月から08年まで人民元対ドルのレートは約18%上昇した。一方、近年中国の所得水準の上昇により、01年以降の都市住民の可処分所得は毎年二桁の伸び率で推移している。また、輸出企業が集中している上海、深圳などでは最低賃金が相次ぎ引き上げられ、全体の人件費水準の上昇に繋がった。さらに、所得水準の上昇により土地、建物等の不動産価格が急騰し、生産用スペース確保のコストも高くなっている。こうしたコスト増要因は価格競争力に依存する中国の輸出産業の収益を圧迫し、輸出の持続的拡大を妨げる要因となっている。

図表2 ハイテク製品輸出貿易形態別割合の推移

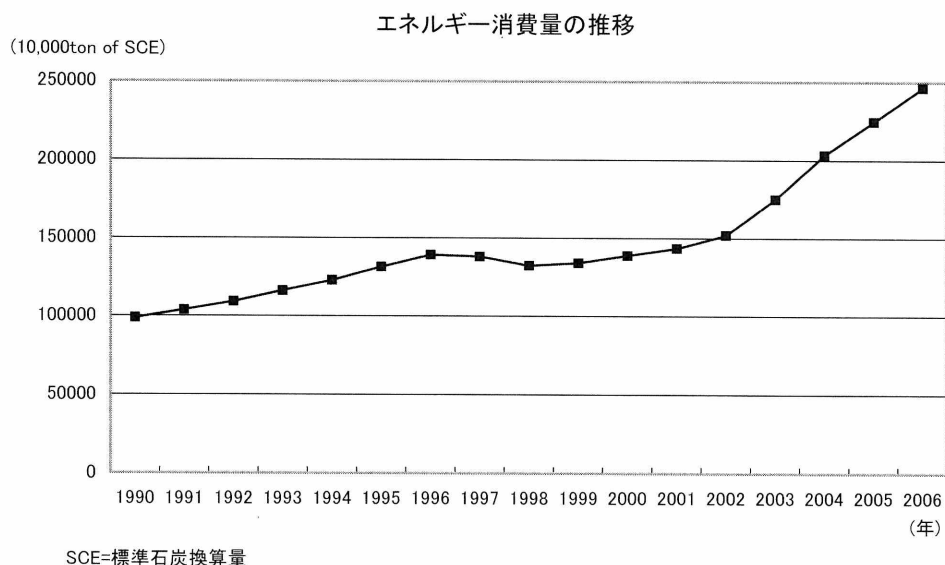


出所：中国科学技術省『中国高技術産業2008』

第3点は主要輸出市場の欧米諸国との間で貿易不均衡や製品の安全性や貿易の公平性などをめぐって様々な通商上の摩擦が生じていることである。これまで輸出規模の継続的な拡大は欧米諸国との貿易摩擦、とりわけアメリカと深刻な貿易不均衡問題を引き起こしている。07年に中国は世界19カ国からアンチダンピング、反補助金、セーフガード等に関連する貿易救済調査を受けており、件数的に80件に上り、調査対象として世界で最も多い国であった⁴⁾。一方、03年以降、中国最大の輸出市場であるEUにより次々と公布されたRoHS指令、WEEE指令、Eup指令など欧州の環境基準認証規制も今後の輸出拡大を抑制する要因の一つとなっている。例えば、07年8月にEup指令（環境配慮設計に関する欧州指令）の最初の5品目についての実施措置が公布された。2010年までの猶予期限までに中国対EU輸出のOA製品、冷蔵庫、エアコン、AV機器などの関連製品の省エネ水準が同指令の基準に満たさない場合、これらの製品の80%がEU市場から締め出されることになる。しかし、同基準をクリアするには、20%のコスト増が見込まれている⁵⁾。このように中国の輸出はこうした技術、環境規制面のハードルとそれに伴うコスト増に直面している。

第4点に多くの輸出品の製造は天然資源やエネルギーの大量消費、有害物質の排出を伴い、付加価値が低いわりに、環境への影響が大きい。近年中国のエネルギー消費量と工業部門の排出状況（図表3）をみると、2001年WTO加盟以降、中国が「世界の工場」と化し、輸出規模が拡大するに伴って、エネルギー消費量と工業部門の汚染物質排出量が急激な増加傾向にあることが分かる。中国政府は06年からの第11次5ヵ年計画でGDP一単位あたりのエネルギー消費量を20%、二酸化硫黄など汚染物質の排出量を10%削減する目標を掲げたが、初年度の06年はそれぞれ4%、2%ずつ減らす必要があるが、同年エネルギー消費量は1.2%の削減にとどまり、汚染物質の排出量は逆に増加に転じた。今後輸出品目の構成が大幅に変化しない限り、輸出の拡大は必然的に環境負荷の増大、天然資源、エネルギーの消費の増加につながるという構造的な問題がある。

図表3 エネルギー消費量と工業部門の排出状況



工業部門排出量の推移

年	工業廃水(億 ^ト)	工業廃気(億 ^m)	工業固体ゴミ(万 ^ト)
2000	194	138145	81608
2001	203	160863	88746
2002	207	175257	94509
2003	212	198906	100428
2004	221	237696	120030
2005	243	268988	134449
2006	240	330992	151541

出所：『中国統計年鑑』各年版により作成。

2. 輸出構造の高度化と持続的経済成長

こうした問題に対応するために、中国政府は06年から一部の製品の輸出を抑制するための大幅な政策調整を行ってきた。図表4は近年中国の輸出管理に関する政策動向を示すものである。これをみると、06年以降、中国は一部の輸出品の輸出関税新設・改正、輸出税還付率の引き上げ、加工貿易の禁止類、制限類品目の追加等を次々と公布し、輸出抑制に乗り出したことが分かる。08年7月以降、外需の縮小による輸出の急減速を背景に輸出抑制策が一部緩和された。これは国際経済環境の変化で苦境に立たされた輸出企業に対する一時的な救済であり、短期的な措置といえよう。こうした一連の政策調整は次のようなことを示唆している。

まず、前節でみたように、近年輸出の様々な構造的な問題の顕在化に伴って、従来のような低付加価値製品の輸出による経済成長パターンがすでに限界に達している。加工貿易の禁止・制限類、輸出税還付率の引下げ・撤廃、輸出関税の新設・引上げなどの措置の狙いはこうした

問題を解消するためのものと考えられる。輸出抑制の対象品目はいずれも高環境負荷、高エネルギー消費、高天然資源利用、低付加価値（所謂三高一低）の製品か、または貿易摩擦を引き起こしやすい労働集約型の製品である⁶⁾。商務省は06年、07年の『加工貿易禁止類商品目録』について「国のマクロ経済政策の調整、産業発展の目標、環境保護等の必要に基づくもの」とした上で、「今後引き続き高エネルギー消費、汚染型、国内資源大量利用、低加工度、低付加価値の製品を加工貿易禁止類商品目録に追加し、加工貿易のレベルアップ、輸出構造の高度化を図っていく（一部省略）」との見解を示している⁷⁾。このことから中国政府は現在の輸出構造のまま規模拡大し続けるのはもはや不可能であり、経済成長における輸出の牽引力を維持するには量的な拡大よりは輸出構造の高度化を推進しなければならないと認識していることがうかがえる。

図表4 輸出管理に関する政策動向

時期	関連政策の公布	内 容	目 的
06年10月	輸出品暫定関税の改正 (国務院関税税規委員会)	原油、石炭、鉱物、木材等の天然資源関連品目及び一部の金属製品を対象とする関税の新設と関税引き上げ	輸出抑制
06年11月	『加工貿易禁止類商品目録』 (商務省、海関総署)	804品目の輸出、輸入、輸出入禁止類製品の追加	輸出抑制
07年4月	『加工貿易禁止類商品目録』 (商務省、海関総署)	184品目の加工貿易禁止類製品の追加	輸出抑制
07年6月	輸出税還付率の改正 (財政省、税務総局)	553品目の輸出税還付の撤廃、2268品目の加工貿易品の輸出還付率の引き下げ	輸出抑制
07年7月	『加工貿易制限類商品目録』 (商務省、海関総署)	加工貿易制限類製品1853品目の追加、銀行保証金台帳制度の改正	輸出抑制
07年12月	『加工貿易禁止類商品目録』 (商務省、海関総署)	589品目の加工貿易禁止類製品の追加	輸出抑制
08年4月	『加工貿易禁止類商品目録』 (商務省、海関総署)	39品目の加工貿易禁止類製品の追加	輸出抑制
08年7月	繊維製品輸出税還付率の改正 (財政省、税務総局)	繊維製品の輸出税還付率を現行の11%から13%へ引き上げ	輸出緩和
08年10月	輸出税還付率の引き上げ (財政省、税務総局)	繊維、玩具、陶器、プラスチック、家具等の労働集約型製品の輸出税還付率の切り上げ	輸出緩和
08年11月	労働集約型輸出品輸出税還付率の引き上げ (財政省、税務総局)	一部の労働集約型ゴム製品、木材、金型、ガラス製品、雑貨、化学製品、電器機械等の輸出税還付率の引き上げ	輸出緩和
08年11月	輸出関税の改正 (国務院関税税規委員会)	102品目の輸出関税の撤廃、54品目の引き下げ、5品目の引き上げ、15品目の新設	輸出緩和 (一部抑制)

出所：中国商務省の発表により作成。

一方、今回の外需の縮小に起因した景気の急減速は中国経済の脆弱さを露呈する形となった。02年以降、中国の輸出依存度は急速に高まって、07年に37%に達し、経済が過度に輸出に依存

しているといえる。これに対応するために、近年中国政府は内需拡大の方針を打ち出した。これについては、中国は輸出主導型の経済成長を内需主導型に転換しようとするとの受け止め方が多い。しかし、それは果たし可能なのか。

近年所得格差の拡大、少子高齢化が深刻化する中国の都市部では年金、失業保険、医療などの社会保障制度が十分に整備されておらず、将来への不安により、過剰貯蓄が進み、消費の拡大が見込めないのが現状である。他方、農村部では「三農問題（農業の低生産性、農民の貧困化、農村発展の遅れ）」に象徴されるように農村経済の荒廃で、人口の6割を占める農民の消費拡大も期待できない。今後社会保障制度の整備、農村経済の建て直しは問題の改善につながるが、短期的に内需は輸出の減少を穴埋めするほどの力強さが望めないではないかと思われる。

さらに雇用への影響も無視できない。中国の輸出品の大部分は雇用効果の高い労働集約型の製品である。輸出の抑制は大量の失業人口を生み出し、経済成長を支える社会の安定に悪影響を与えかねない。中国人事社会保障省によると、都市部失業率は07まで4年連続で低下していたが、08年は5年ぶりに上昇し、4.2%前後になる見通しである。また、中国では毎年約2400万人の新規労働力が生まれているが、実際その半分の雇用数しか用意できないという⁸⁾。輸出の抑制策の実施、外需の縮小の影響で08年に入ってから輸出関連の中小企業の工場閉鎖、倒産が急増しており、景気への影響が一段と深刻化している。政府は景気回復、雇用の安定を図るために、08年7月から輸出抑制を緩和し、輸出税還付率の引上げなど輸出企業への財政、金融面の支援に踏み切ったが、その効果はまだ出ていない。

以上のように内需拡大が期待できない現状では輸出が中国经济にとって依然として大きな意味をもつ。輸出、投資、消費は経済成長を牽引する三つのエンジンに例えれば、これまでの経済成長は過度に輸出と投資に依存したことが否定できない。だからといって輸出に取って代わって、消費主導にシフトすることは上に挙げた課題を考えれば極めて非現実的方策である。輸出、内需と経済成長の関係に関して、第11次5ヵ年計画（前文）では経済成長パターンの転換について「内需拡大の促進、特に消費需要の拡大の促進を立脚点と」した上で、「投資・輸出主導の経済成長から消費と投資、内需と外需の協働による経済成長へ転換する」と明確に示している。すなわち、内需拡大は急務ではあるが、長期的に輸出の安定も不可欠であり、輸出、投資、内需3者がバランスよく経済成長を牽引していく方針である。ただし、前述のように輸出の安定化を図るには輸出構造の高度化、輸出品の高付加価値化を推進しなければならない。

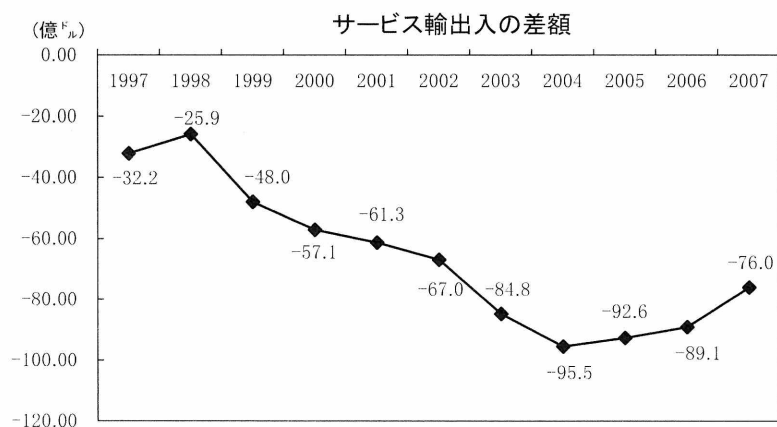
3. サービス輸出の振興

近年世界レベルでの経済自由化、競争激化に伴って、従来製造分野で見られる国際分業の流れがサービス分野に広がっており、サービス業や企業のサービス機能が比較優位に沿った形で再編・再配置される動きが加速している。先進国では企業がコスト削減や外部資源の活用などの目的で様々なサービス機能を海外に委託する、所謂海外アウトソーシングが拡大し、とりわけ発展途上国へのシフトが目立っている。海外アウトソーシングに関連する貿易の拡大はサー

ビス貿易に限らず、国際貿易全体に大きなインパクトを与えている。

UNCTAD はその輸出の拡大が一種の「貿易革命 (tradability revolution)」を引き起こしたと分析している⁹⁾。こうした中、一部の発展途上国はサービスのグローバル・シフトに着目し、先進国の海外アウトソーシングの受託を通して、サービス輸出の拡大、経済成長の足場を築こうとしている。輸出の構造転換を迫られる中国も IT ソフトウェア関連サービスの輸出振興に力を入れ始めた。その狙いとして次のようなことが挙げられる。

図表5 サービス貿易収支と業種別輸出状況の推移



	2003		2004		2005		2006		2007	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
運輸	79.06	17.0	120.67	19.4	154.27	20.9	210.15	23.0	313.24	25.7
観光	174.06	37.5	257.39	41.5	292.96	39.6	339.49	37.1	372.33	30.6
通信	6.38	1.4	4.40	0.7	4.85	0.7	7.38	0.8	11.75	1.0
建築	12.90	2.8	14.67	2.4	25.93	3.5	27.53	3.0	53.77	4.4
保険	3.13	0.7	3.81	0.6	5.49	0.7	5.48	0.6	9.04	0.7
金融	1.52	0.3	0.94	0.2	1.45	0.2	1.45	0.2	2.30	0.2
I T	11.02	2.4	16.37	2.6	18.40	2.5	29.58	3.2	43.45	3.6
著作権、特許料	1.07	0.2	2.36	0.4	1.57	0.2	2.05	0.2	3.43	0.3
コンサルタント	18.85	4.1	31.53	5.1	53.22	7.2	78.34	8.6	115.81	9.5
広告、宣伝	4.86	1.0	8.49	1.4	10.76	1.5	14.45	1.6	19.12	1.6
映画、音楽	0.33	0.1	0.41	0.1	1.34	0.2	1.37	0.1	3.16	0.3
その他	150.56	32.5	159.51	25.7	168.85	22.8	196.93	21.5	269.15	22.1
合計	463.75	100.0	620.56	100.0	739.09	100.0	914.21	100.0	1216.54	100.0

出所：中国商務省『中国服務貿易統計2008』

第1は拡大の余地のあるサービス輸出を促進することを通して、輸出構造の高度化を目指すことである。中国の貿易黒字のほとんどはモノの輸出によって生み出されるものであり、サービス貿易はむしろ赤字が続いている。図表5は中国のサービス貿易収支状況の推移及び業種別輸出入状況を示すものである。それをみると、90年代の後半からサービス貿易の入超が続き、

近年拡大傾向にあるものの、下の表に示されるように、サービス輸出の大半は伝統的な観光や輸送などの労働集約的、資源集約的業種に集中しており、金融、保険、コンサルティング、コンピュータ、IT関連のサービスなど高度な業種の輸出は低い水準にとどまっていることが分かる。一般に製造業と比べ、サービス業の付加価値は高いため、その輸出の拡大は輸出構造の高度化につながると考えられる。第2にITサービス取引が基本的に電気エネルギーの信号としての性質を利用して行われる経済取引であるため¹⁰⁾、生産から消費までの全プロセスにおける環境負荷、エネルギー消費等が限られるため、輸出拡大による負の影響が最小限に抑えることが期待できる。第3は雇用問題への対応である。03年以降大卒者の就職難問題が年々深刻化している。その背景には産業構造の高度化が進まず、製造業偏重の経済はホワイトカラーの採用を増やしていくと指摘されている。サービスの輸出生産は増え続く大卒者を吸収する効果も期待されている。第4に過去の10年間に於いてITサービス関連の直接投資が急増し、とりわけ発展途上国は投資の受入先となる傾向がみられる¹¹⁾。中国のIT関連サービス輸出振興はサービス関連の直接投資を誘致する狙いもある。

06年10月に中国商務部は海外アウトソーシングを促進するための「千百十プロジェクト」を発表した。同プロジェクトでは第11次5ヵ年計画期に世界著名な多国籍企業100社のアウトソーシング業務の中国への誘致、国際水準を有する受託企業1000社の育成、国際競争力を有する受託基地10ヶ所の建設を推進し、2010年までに関連輸出額を05年の2倍に増やすという目標を掲げた¹²⁾。同プロジェクト公表後、中国政府は06年10月以降、大連、上海、深圳、成都、西安、北京、天津、南京、武漢、済南、杭州、合肥、長沙計16都市を基地都市に、蘇州工業パーク、無錫太湖保護区等4つの工業パークを受託モデル基地に指定し、受け入れ体制を整えた。また同プロジェクトが実施された後、商務省は他の関係部委（省庁）と協力し、（1）アウトソーシング業をハイテク産業（奨励業種）に認定する、（2）国家開発銀行が関連企業向けの50億元の特別融資を提供する、（3）関連企業の国際認証取得費用を全額補助する、所謂三大育成政策を打ち出した。

こうした振興策の実施に伴って中国のIT関連サービスの輸出が拡大している。08年時点でアウトソーシング受託企業はすでに2545社、総従業員数が39万人にのぼる。08年1～8月の輸出額が48億ドルに達し、07年の年間輸出額20.9億ドルの2倍となった¹³⁾。低環境負荷、低エネルギー消費、高付加価値、且つ雇用創出効果が大きいIT関連サービス輸出拡大は輸出構造の高度化を図る中国にとっては効果的方法であり、また長期にわたって続行可能な戦略でもある。輸出競争力の強化、振興策等には様々な課題があるものの、今後の発展が注目し値する。ただし、現在工業製品は輸出全体に占めるウエートが大きく、経済成長の主たる牽引役であり、今後もその役割が変わらないであろう。したがって輸出構造を転換するには、工業製品の高度化は最優先課題だと思われる。このような意味でIT関連サービスの輸出は代替のものではなく、補完的な方策である。言い換えれば、サービス輸出の振興は輸出構造転換策の一環と位置づけるこ

とができよう。

Ⅲ. 外資導入政策の転換

1. 対中投資の現状と外資政策転換の背景

外国企業の対中直接投資は近年中国の経済成長を牽引するもう一つの要因である。80年代の初頭の「改革・開放政策」への転換以降、とりわけ01年のWTO加盟以降、直接投資の受入は中国の重要な開発戦略の一つとして位置づけられていた。政府は税制面の優遇を含む様々な優遇措置を講じ、積極的な外資誘致に取り組んできた。その狙いは外資の輸出力と技術移転効果である。07年対中直接投資の受入額は835億ドル(前年比15%増)、世界対内直接投資総額の5.4%、途上国の19%を占めた。93年以降、中国は15年連続で世界の発展途上国の中で最大の投資受入国となった¹⁴⁾。一方、対中投資の拡大に伴って、外資の中国経済における存在感が高まってきた。

図表6 中国経済における外資のプレゼンス (2007年)

	合計	伸び率 (%)	全国比 (%)	備考
受入れ総額(億ドル)	835.21	15.00	—	
固定資産投資(億元)	6350.94	15.00	4.63	
工業付加価値総額(億元)	125036.94	24.40	30.91	
輸出入(億ドル)	12549.28	21.08	57.73	
輸出	6955.20	23.36	57.10	
ハイテク関連	2874.32	15.95	86.67	
電気機械	5084	24.81	72.50	
輸入(億ドル)	5369.41	18.30	54.44	1-10月
税収(億元)	9972.6	25.02	20.17	
雇用(万人)	4200	50.00	14.30	都市部雇用者数

出所:商務省「2008年全国吸収外商投資工作指導性意見」、商務省外資司データベース、2008年版『中国統計年鑑』により作成。

図表6は07年外資系企業のプレゼンスを示すものである。それをみると、外資は中国の輸出入、工業付加価値総額、税収などの主要な経済指標の中で高いウェートを占めていることが分かる。こうした外資の存在感の高まりに対して、貢献度の拡大と評価される一方で、支配力の増大ととらえ、外資の中国経済への負の影響を懸念する声が年々高まっている。外資に対する様々な不満や懸念をまとめると外資のオーバープレゼンスによる経済安全保障への懸念、低付加価値、低連関効果、技術の独占と知財権の乱用、不公平な外資優遇税制、外資M&Aの拡大による国有資産の流失、移転価格、赤字申告による租税回避、外資のエネルギー・資源消費、環境破壊、外資企業への国内人材の流出、東部沿海地域への傾斜的な立地などが挙げられる¹⁵⁾。こうした中で中国政府は国内世論と危機感を共有しつつ、外資受け入れの方針転換を行った。

06年11月中国国家発展改革委員会は今後5年間外資導入の基本方針を定める「外資利用第11次5ヵ年計画」を発表した。その中で、外資の質(付加価値、技術集約度、環境負荷、資源・エネルギー消費)の向上、外資依存の脱却と産業発展の自主化の促進、国家の経済安全保障の

強化、公平な競争環境の整備と外資優遇政策の見直し等、外資導入戦略の転換と今後の方向性を示唆する内容が盛り込まれた¹⁶⁾。それを具体化するために、外資の管理や優遇措置などの関連法制度の整備・改正が進められた。

2. 外資優遇税制の見直し

開放政策への転換以降、外資を誘致するために中国は様々な優遇措置を講じてきた。主な措置は税制面での優遇である。07年までに中国では企業所得税（法人税）を徴収する際に、国内企業と外資企業はそれぞれ『中華人民共和国企業所得税暫行条例』（1993年）と『中華人民共和国外商投資企業和外国企業所得税法』（1991年）に適用される。企業所得税の税率自体は両者ともに33%とされるが、実際に外資系企業は立地、業種、設立年数などにより様々な優遇税率と減免税措置¹⁷⁾を享受しており、国内企業より有利な立場にあった。

07年3月に開かれた全国人民代表大会ではすべての企業に適用する、統一的な企業所得税法（08年1月発効）が採択された。主な内容は次のとおりである。

- ・内外企業の税率は一律25%。
- ・国家奨励対象のハイテク企業の適用税率は15%。
- ・中小低収益企業20%。
- ・他の減免対象：農林水牧業、国家重点インフラ建設、一部の環境保護、省エネ、節水及び技術移転関連所得。
- ・「二免三減」、輸出型企業の税率半減措置を廃止。
- ・施行前認可済みの企業の税率、減免措置について5年間の猶予期間を設ける。
- ・追加控除：研究開発支出、障害者及び失業者の採用に関わる給与、国家奨励業種へのベンチャー投資、資源の総合利用、国家の産業政策と合致する製品製造による所得。
- ・技術進歩に対応するための固定資産投資を対象とする原価償却年数の短縮。

優遇税制の見直しは世論への配慮があったことは言うまでもないが、もっと重要な狙いは次のように挙げられる。

第1は従来の優遇基準の見直しを通して外資を選別することである。新所得税法では経済特別区や経済技術開発区等のような外資の立地に関する優遇措置がすべて撤廃され、参入業種、技術集約度などの条件に重点が置かれている。その目的は国内産業構造の高度化、外資の技術移転効果の拡大に求められる。

第2は輸出の抑制、貿易黒字の削減を通して欧米諸国との貿易摩擦を回避すると同時に輸出構造の高度化を図ることである。法改正では輸出型企業（売上に占める輸出の割合が70%以上の企業）に対する優遇税率が撤廃された。その狙いは輸出インセンティブを減らし、低付加価値製品の大量生産・輸出に一定の歯止めをかけることにあると考えられる。

第3は移転価格や赤字申告による租税回避への対応である。新税法では外資系企業の海外関連会社との取引価格の申告、チェック方法及び追徴課税などの項目も盛り込まれている。今後

移転価格税制の運用を強化していく姿勢がうかがえる。

第4は国内企業の税負担を軽減することで、企業の研究開発への投資意欲を刺激し、競争力の強化を支援することである。内外税率の一本化は平等な条件競争条件を与えることで、国内企業の経営改善、自立化を促す狙いもある。

第5は税制の統一による税収基盤の強化である。従来の税制では内外企業の適用法律、税率、控除方法、優遇措置がすべて異なるため、国内企業の「Uタウン投資」が多発するだけでなく、煩雑で且つ裁量幅の大きい外資系企業向け徴税基準は行政の腐敗や地方政府による不当な外資誘致競争を招く要因にもなった。現在外資系企業からの徴税は税収全体の2割強を占め、重要な税収源になるようになったが、税制の統一は税収管理上の二重基準をなくし、徴税の効率化を図る面もある。

所得税法の改正の意義としては次の3点を指摘したい。まず税制の統一はWTOの内外無差別原則に沿った形でより公平な競争環境の構築に向けてさらに一歩前進したと評価できる。2点目に内外企業に同じ条件でインセンティブを与えることによって、内外企業の技術革新、環境保護などへの意欲を高める効果があることも考えられる。3点目としては、優遇の条件が明らかに従来の立地重視から産業・技術重視にシフトした。勿論、中西部、東北地域向けの投資に対する優遇措置が継続されると思われるが、全体の傾向としては優遇措置の適用基準は「投資の質」に対する評価に収斂していくであろう。このような意味で税法の改正は中国の外資政策において一つの重要な転換点と位置づけることができる。

3. 『外商投資産業指導目録』の改正

『外商投資産業指導目録』は中国政府が外国企業の対中直接投資を審査する際に依拠する産業・業種別の許認可基準である。同目録は外資の参入分野を「奨励類」、「許可類」、「制限類」、「禁止類」の4つに分類し、業種ごとに実行の可否、参入条件、優遇措置などを定めている。95年6月同目録が制定されてから中国政府は98年、02年、04年の3回にわたって改正を重ね、外資の特定産業への誘導、技術移転の促進などの重要な政策手段として運用されてきた。07年10月に目録が約3年ぶりに改正され、同年12月1日より『外商投資産業指導目録2007年改正版』（以下は新目録と略す）が施行された。

新目録は（1）対外開放拡大路線の堅持、（2）産業構造の高度化の促進、（3）資源節約、環境保護の奨励、（4）サービス業規制緩和の推進、（5）外資の技術開発活動、技術革新の奨励、（6）国家経済安全保障の確保の6つの基本原則に基づいて改正されたが、その主な特徴と狙いについて次のように指摘できる。

第1は付加価値の高い外資の導入を通して、産業構造の高度化を図ることである。図表6にみたように中国ハイテク関連製品や主力輸出品の電気機械製品輸出の8割前後が外資によって担われている。しかし、その輸出の8割強は加工貿易によるものである。つまり、中国における外資の生産活動は組立て加工が中心であり、全体として付加価値が高くないことである。新

目録では国内で技術成熟度の高い、生産能力過剰気味の伝統的な製造業分野への参入を制限・禁止すると同時に現代農業、外資をハイテク産業、サービス業、技術集約度の高い生産工程、インフラ及び生態環境保護関連産業に誘導しようとする狙いがうかがえる。

第2は環境保護、省エネ、資源節約型の外資参入を積極的に受け入れることである。新目録は省エネ、クリーンエネルギー、リサイクル、資源の節約と再利用、環境保護などの循環型社会の形成につながる外資を奨励するために、40以上の関連奨励業種を新たに追加した。それに対して資源、エネルギーの大量消費、環境汚染型の外資参入を制限・禁止する。これは近年深刻化する環境、エネルギー大量消費問題、外資系企業への懸念に対応するものである。

第3は外資の輸出を抑制することである。これまで輸出促進策として製品全量輸出の参入プロジェクトを奨励類（優遇対象）とされる規定は廃止された。これは貿易黒字の肥大化、それに伴う人民元の切上げ圧力、欧米諸国との貿易不均衡問題等に対処しようとする目的がある一方で、低付加価値品の大量輸出に一定の歯止めをかけ、輸出構造の高度化を図るものとみられる。

第4はサービス業への参入に対する規制緩和である。新目録では海外アウトソーシングの受託、現代物流などのサービス分野の参入プロジェクトが奨励類に指定され、従来リース業、輸送代理業、先物会社、送電網の建設・経営などの業種に対する規制も緩和された。サービス業の奨励と開放は一部がWTO加盟時の市場開放に関する公約を履行するためのものであるが、アウトソーシングの受託、現代物流の奨励の目的は産業構造の高度化、輸出の高付加価値化の促進にあると考えられる。

第5は国家の経済安全保障に関わる戦略的、センシティブセクターへの参入に対する慎重な姿勢である。新目録は制限類・禁止類の指定、出資条件の厳格化などを通じ、資源開発、造船、鉄道などのような経済安全保障に影響を及ぼす可能性の産業、国家の基幹産業への参入に対して規制を強化する意図がみられる。これは近年外資の主要産業におけるオーバープレゼンスに対応するものと思われる。

以上のように今回の『外商投資産業指導目録』の改正は外資に対する選別を一段と強めたが、一方、外資導入の促進により、産業構造の高度化を図るという今後外資受入の方向性を示唆している。これは中国の長期的産業発展、新しい課題への対応において重要な意味をもつと同時に、中国の比較優位構造の変化を反映するものといえよう。

4. 独占禁止法の制定

07年8月全国人民代表大会常務委員会で独占禁止法案が採択され、08年8月1日より施行された。中国版独禁法は大きく同法の適用範囲、違反行為に対する調査・処理手続き、法的責任（罰則）及び執行機関とその職責から構成される。適用範囲については主にカルテル、優越的地位の濫用、経済力の集中及び行政権力濫用による競争の制限と排除の4分野に及ぶ¹⁹⁾。

独禁法の制定は94年以降幾度も全人代の常務委員会の立法計画にあげられたが、いずれも全

人代の本会議に提出されず立法に至らなかった。同法の立法が再三後回しされた背景には国有企業の独占的地位への固執、日常的な行政指導及び行政側の利権調整の難しさがあった。今回同法制定の主な目的は企業間の競争の促進を通し、長年の社会主義体制で生まれた非効率な面を改善し、市場経済への移行を加速させることであるが、しかし、13年間もの歳月を経てようやく立法に至った理由の一つは近年外資のプレゼンスの拡大にある。

WTO加盟以降、外資の中国市場への浸透の加速に伴って、一部の産業における外資独占の傾向が顕在化しつつある。特に外資の対中 M&A の活発化は独占禁止法の立法を加速させる要因の一つとみられる。世界的にみて近年クロスボーダー M&A が海外直接投資の主要形態となっている。07年世界の M&A 総額は1.6兆ドルにも上り、ピークに達した00年より21%も増加し、世界対外直接投資総額の89.3%を占めたようになった²⁰⁾。中国政府は対中投資の確保、国内企業の経営建て直し、競争力の強化を図るために、外資による国内企業の M&A を容認せざるをえない。

06年に中国政府から許可を受けた外資による買収と資本参加案件の金額はそれぞれ14億ドル、30億ドルで、同年直接投資受入れ総額に占める割合は2%と4%で、グリーンフィールドの直接投資と比べると、まだ規模が小さいが、前年度より49%と大幅に増加した²²⁾。他方、経営権支配の面からみると、07年上半年期の外資 M&A の全プロジェクトの中で、外資による完全買収は全体の31.6%に対して、資本参加は68.4%、うち外資側過半数所有は19.8%で、中国側過半数所有は48.6%となっている²³⁾。このように外資の対中 M&A の全体の規模がまだ小さく、現段階では外資は国内市場を独占する、或いは国家の経済安全保障を脅かす存在となることが考えにくい。ただ、近年対中 M&A が急速に増加しており、個別案件の取引規模も大型化しつつある。特に一部の外資は既存の市場シェアが大きく、知名度の高い業界のリーディング企業をターゲットにする傾向があるため²³⁾、国内では外資 M&A を規制すべきだとの声が年々高まっている。

06年8月に中国は「外国投資者による国内企業買収に関する規定」を公表し、外資系企業による M&A の審査を大幅に強化する方針が打ち出した。その後、外資の対中 M&A の拡大傾向は続き、既存の関連規定を法制化する必要性が増した。本来独占禁止政策は市場での公平な競争を阻害する要因を取り除いて市場メカニズムを健全に機能させるようにするためのものであることは言うまでもないが、中国では独禁法は市場経済への移行を加速させ、市場の公平性を世界にアピールする狙いがある一方、外資導入政策の一環として、今後予想される外国企業の対中 M&A の拡大に対応するために法制化される面があることは否定できない。

独禁法立法の狙いはともあれ、同法の施行は長期的に中国の市場環境の改善につながる事が考えられる。しかし、実際に運用する場合、様々な課題が残されている。ここで2点指摘しよう。まず、同法の運用方法は不透明な部分が多いことである。独禁法は「経済憲法」といわれており、原則的条文が中心であるため、それを具体化するために多くの補完法、運用指針、

関連規定などが必要とされている。独禁法草案が作成された時に約40の関連規定が審議され、順次公表する予定だといわれているが²⁴⁾、現時点で08年8月に公表された企業合併関連の「経済力集中届出の基準に関する規定」²⁵⁾以外に、運用方法の関連規定のほとんどがまだ公表されておらず、他の適用対象、違反行為に対する調査・処理手続きに関する詳細がまだ不明である。このように関連規定整備の遅れが独禁法運用の難しさを物語っている。今後同法の本格的運用に向けての調整は市場経済移行国である中国にとってハードルの多い作業となろう。一方、独禁法の施行は外資の対中戦略の展開を制約する反面、日常的に行政指導や市場への介入を行う中央、地方政府、独占的な利益を享受する国有企業などの国内の既得権益者も制限を受け、外資に有利な面もある。中国はその可能性を許容できるであろうか。法執行の公平性が確保されなければ、国内外企業の不信感を招くだけでなく、同法自体も有名無実になりかねない。このような意味で独占禁止法の実施は中国にとって「諸刃の剣」といえよう。

IV. おわりに

本稿は近年中国の輸出、外資導入関連政策の調整、法整備などを取り上げ、その狙いと問題点について検討した。最後にこれまでの分析をふまえ、輸出と外資導入の全体の課題を指摘し、本稿を締めくくりたい。

まず、最近の外需縮小に伴う経済の減速と雇用状況の急速の悪化などは中国経済における輸出の重要性を示唆している。社会保障制度の未整備、農民所得の伸び悩みなどの問題を前に、消費内需の急拡大が当面見込めない中、輸出の牽引力を保つことが不可欠である。今後輸出の構造的な問題を克服するために、輸出品の高付加価値化を進めることが避けて通れない。ただ、中国の豊富な労働力、相対的に低い労賃コストなどを考えると、労働集約型製品分野において中国はまだ競争力をもっている。また、雇用効果の面からみても、労働集約型製品の輸出は中国にとって依然として重要な意味をもつ。今後輸出を安定させるには製品の品質改善、生産性の向上、主要輸出市場の諸環境基準認証への取り組み、新興市場の開拓による輸出市場の多様化などが求められている。

一方、外資導入に関しては、改革開放以降、中国は外資を積極的に導入してきた。その目的は外資の技術移転効果を利用して、国内産業の発展を促進することにある。一般に脆弱な技術基盤を背景とした工業化の初期段階において、直接投資など様々な形での技術移転と受入国の産業発展は補完的な関係にあるが、途上国の技術力の向上、工業化の進展に伴って両者の間には部分的に競争的關係が生まれる。中国の外資導入における様々な問題点はこのような変化を反映しているといえる。競争環境の変化、産業発展の状況応じての外資選別、独占禁止など政策調整は必要であるが、中国自身の努力と変革も求められている。近年国際資本移動の特徴にみられるように、質の高い外資を誘致するには政府の信用、法整備・運用の健全性、知的財産権の保護、人的資本の蓄積など市場環境の改善が不可欠である。また、外資の技術移転効果を

最大化するために国内企業の技術消化・吸収能力の向上、支援産業の育成などの自助努力も必要である。さらに市場競争の公平性を確保するには、如何に経済の構造的な歪みをなくし、規制緩和を進めていくかは重要な課題となろう。

注

- 1) 中国国家統計局編『2008年中国統計年鑑』により算出。
- 2) ハイテク製品は中国科学技術省と商務省共同でアメリカの先端技術製品(ATP-Advanced Technology Product)の輸出入品目を参考に作成された『中国高技術産品統計目録』にリストされている。
- 3) 例えば中国科学技術省『2006年我国高技術産品進出口分析—2007年第6期』によると、2006年のハイテク製品輸出に占める電子・情報関連製品輸出の割合は98.2%に上るといふ。2007年6月18日、(<http://most.gov.cn/kjtj/tjbg/>)
- 4) 「今年貿易摩擦形勢不容樂觀」, 中国新聞網, 2008年1月8日 (<http://www.chinanews.com.cn/>)
- 5) 「五類産品出口欧盟再遇“綠障”」中国商務省 Web サイト
2008年8月9日 (<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/>)
- 6) 中国商務省, 海關総署2006年以降各年度の『加工貿易禁止類, 制限類商品目録』, 財政省, 稅務総局の輸出稅還付率の改正に関する発表, 國務院関稅稅則委員會の輸出関稅の改正に関する発表。
- 7) 商務省「商務部对2006年加工貿易禁止類目録作出解讀」, 「商務部对2007年加工貿易禁止類目録作出解讀」。
- 8) 『日本經濟新聞』2008年11月21日(朝刊)
- 9) UNCDAT, *World Investment Report 2004*, pp.147-149.
- 10) 石戸光(2005年)「ITサービス貿易の概念化の試み: 經濟理論的視点から」, 財団法人國際貿易投資研究所『ITサービス貿易の概念整理と國際比較—サービス貿易に関する調査研究』, 14ページ。
- 11) UNCDAT (2007), *INFORMATION ECONOMY REPORT 2007-2008: Science and technology for development: the new paradigm of ICT*, pp.120-121.
- 12) 商務省商資發 [2006]556号『商務部關於實施服務外包“千百十工程”的通知』, 2006年10月16日。
- 13) 「中国08年前8月服務外包出口合同執行額超48億美元」中国國家發展改革委員會 Web サイト
2008年9月29日 (<http://xwzx.ndrc.gov.cn/ywdt/t>)
- 14) 中国国家統計局『改革開放30年我国經濟社会發展成就系列報告之二』
中国国家統計局 Web サイト (<http://www.stats.gov.cn/tjfx/zfx/jnggk30n/>)
- 15) 拙稿(2008年)「中国の外資規制と外資導入の方向性」, 日本貿易学会年報第45号, 57ページ。これらの懸念の多くは必ずしも公式のデータによって裏付けられておらず, 外資のネガティブな部分が誇張された面もある。ただ, 高まりつつある「外資脅威論」は政府の政策立案に大きな影響を与えたと思われる。
- 16) 中国国家發展改革委員會(2006年11月)『利用外資“十一五”規劃』。
- 17) 具体的に經濟特別区, 國家ハイテク産業区及び國家指定の經濟技術開發区に設立された外資製造企業は15%, 沿海開放地域と各省の省都, 地方指定の開發区に設立された外資製造企業は24%の優遇稅率が適用される。また, 外資製造企業は会社を設立してから黒字が計上されるまでの2年間が免税, 3年目から6年目まで所得稅が半分免除される, 所謂「二免三減」という特典がある。さらに, 「二免三減」の期間終了後, 中西部に設立された國家獎勵業種の外資系企業, ハイテク企業, 輸出型企業及びこれらの条件に満ちた特定地域にある外資系企業は15%~10%の輕減稅率が適用される。
- 18) 「發改委: 我国将对外商投資實行新的導向政策」, 中国國家發展改革委員會 Web サイト
2007年12月13日 (<http://xwzx.ndrc.gov.cn/ywdt/t>)
- 19) 『中華人民共和國反壟斷法』2007年8月30日。
- 20) UNCDAT, *World Investment Report 2008: Transnational Corporations, and the Infrastructure Challenge*. p.4.
- 21) 董超「中国利用外資新趨勢」, 中国商務省『中国外資』2008年第1期, 2008年1月。『中国外資』Web サイト2008年12月10日 (http://www.ficmagazine.com/Article_show.asp?wid=5404)
- 22) 金萍「跨國併購与國家經濟安全」, 中国商務省國際貿易經濟合作研究院 Web サイト掲載論文,
2008年11月10日, (http://www.caitec.org.cn/c/cn/news/2008-11/10/news_1303.html)
- 23) 拙稿(2007年)「中国の外資政策の轉換と今後の方向性」, 富山大學經濟学部『富大經濟論集』第53巻第1号,
pp.17-18.

- 24) 「法大還是配套規則大」, 新華網2008年7月28日
(http://www.gd.xinhuanet.com/newscenter/2008-07/28/content_13954289.htm)
- 25) 2008年8月に公表された「經濟力集中届出の基準に関する規定」(原語「国务院關於經營者集中申報標準的規定」)は独禁法の運用指針として、企業合併後の国内外での売上、銀行、証券、保険等の金融企業の合併などのM&A案件の事前審査の基準、調査・執行機関などを規定している。

参考文献

- 1) 中国国家發展改革委員会「中華人民共和国国民經濟和社会發展第十一個五年規劃綱要」(2006年3月)
- 2) 中国国家發展改革委員会「利用外資“十一五”規劃」(2006年11月)
- 3) 中国商務省外資司「2008年全国吸收外商投資工作指導性意見」(2008年3月)
- 4) 中国科学技術省「我高新技術產品對外貿易呈高速增長態勢」(2007年2月)
- 5) 中国国家發展改革委員会、商務省『外商投資產業指導目錄2007年改正版』(2007年10月)
- 6) 「中華人民共和国反壟斷法」(2007年8月30日)

